

新潟市企業立地ビジョン策定業務仕様書

I. 業務の目的

ウィズコロナ・ポストコロナ時代における本市の企業立地について基本的な考えを示すとともに、産業振興、企業誘致の推進など直近で取組むことを定めた本市の企業立地促進施策の指針となるビジョンの策定作業並びに策定にかかる調査及び検討会議の補助業務を行うことを目的とする。

II. 業務内容

1. 新潟市企業立地ビジョンの策定

新潟市企業立地ビジョンは、アンケートや企業ヒアリング調査を実施し、整理、分析した結果を取りまとめて検討会議に諮り、提言を受けながら作成する。なお、以下の基本項目を記載し、新潟市企業立地ビジョンを策定する。

- (1) 全国的な産業立地動向
- (2) 新潟市の概況
- (3) 新潟市の企業立地の強み、課題、地域特性
- (4) 新潟市の長期的な企業立地施策の方針や新潟市企業立地ビジョンで示す方向性
- (5) 企業立地を進めるための具体的方策

2. 新潟市企業立地ビジョン策定検討会議の運営補助業務

新潟市企業立地ビジョン策定の検討にあたり、検討会議（有識者複数名）を組織し、策定に向けた提言を得る（全4回開催）。検討会議の開催にあたり資料作成（そのために必要な整理・分析含む）、議事録作成等を行う。

III. 業務の実施方法

1. 新潟市内の工業系企業に対するアンケート調査及び訪問によるヒアリング調査

(1) 対象事業者

新潟市内の工業団地（40団地）内に立地する事業所に加え、その他製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類）、道路貨物運送業、倉庫業（いずれも日本標準産業分類に掲げる中分類）、梱包業及び港湾運送業（いずれも日本標準産業分類に掲げる小分類）を営む市内事業所 2,000社以上とし、回答のあった中から50社以上訪問によるヒアリングを実施する。

※送付用の企業データは、新潟市経済部企業誘致課と協議の上、委託業者が作成すること。

(2) 実施業務

①アンケート調査の実施

ア. 調査票の作成・印刷

調査票は共通版としてA4版4ページ分程度をマイクロソフトワードで作成し、新潟市経済部企業誘致課と協議のうえ項目を決定する。これを記入しやすいような綴り方でA4版にして印刷製本すること。

イ. 案内文書の作成・印刷

案内文書の内容はA4版1ページ分となっているものをマイクロソフトワードで作成し、印刷すること。

回答期限については、発送時期に応じて新潟市経済部企業誘致課と協議のうえ委託業者が設定すること。(最低3週間以上回答期限を設けること。)

ウ. パンフレットの作成・印刷

新潟市の概要をA4版4ページ(A3二つ折り)にまとめたパンフレットを作成し、カラー印刷により作成すること。

エ. 封入封緘作業

本業務で作成する「調査票」、「案内文書」、「パンフレット」、「返信用封筒」を封入し、封筒に送付先あて名シールを貼付して確実に封印すること。

オ. 発送について

概ね7月下旬までに2,000社以上に発送すること。各事業所に確実に配達する方法で実施すること。なお、配送方法は事前に報告すること。

カ. 調査票回収

返信用封筒による郵送回答又はインターネット回答とする。

調査票の回収は、概ね9月上旬～9月中旬までに完了すること。

回収した調査票の原本は、新潟市経済部企業誘致課へ提出すること。

②訪問によるヒアリング調査の実施

アンケート調査の結果、新設・増設・移設などの予定ありと回答した企業を中心に、訪問によるヒアリング調査を新潟市経済部企業誘致課職員とともに50社以上実施すること。ヒアリングの項目は委託業者が案を作成し、新潟市経済部企業誘致課と協議のうえ決定すること。

対象企業へのアポイント等の連絡調整は委託業者が実施すること。

③調査データの集計・分析・報告

事業所から回収した調査票からデータを入力する。集計は、区・業種(日本標準産業分類に掲げる小分類)ごとに調査結果がわかるようにすること。(集計の様式については、委託業者側で検討し作成すること。)

また、調査データ集計結果から、分析を行い、委員会提出資料を作成すること。資料及びその元データは、データ形式で概ね第2回検討会議の2週間前までに新潟市経済部企業誘致課へ提出すること。

2. 新潟市外の工業系企業に対するアンケート調査及び訪問によるヒアリング調査

(1) 対象事業者

製造業(日本標準産業分類に掲げる大分類)、道路貨物運送業、倉庫業(いずれも日本標準産業分類に掲げる中分類)、梱包業及び港湾運送業(いずれも日本標準産業分類に掲げる小分類)を営む市外事業所1,000社以上とし、回答のあった中から30社以上訪問によるヒアリングを実施する。

※送付用の企業データは、新潟市経済部企業誘致課と協議の上、委託業者が作成すること。

(2) 実施業務

「1.新潟市内の工業系企業に対するアンケート調査及び訪問によるヒアリング調査(2)実施業務」に準じ実施すること。なお、「オ. 発送について」中にある「2,000社」は「1,000社」として、「②訪問によるヒアリング調査の実施」中にある「50社」は「30社」として実施すること。

3. 新潟市外の IT 系企業に対するアンケート調査及び電話によるヒアリング調査

(1) 対象事業者

情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（いずれも日本標準産業分類に掲げる中分類）、デザイン業、広告業（いずれも日本標準産業分類に掲げる小分類であり、かつ専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。）及びコールセンター業（日本標準産業分類に掲げる細分類）を営む市外事業所 2,500社以上とし、回答のあった中から 50社以上の電話によるヒアリングを実施する。

※送付用の企業データは、新潟市経済部企業誘致課と協議の上、委託業者が作成すること。

(2) 実施業務

①アンケート調査の実施

「1.新潟市内の工業系企業に対するアンケート調査及び訪問によるヒアリング調査(2)実施業務①アンケート調査の実施」に準じ実施すること。なお、「オ. 発送について」中にある「2,000社」は「2,500社」として実施すること。

②電話によるヒアリング調査の実施

アンケート調査の結果、新潟市を含む地方への拠点増設などの予定ありと回答した企業を中心に、電話によるヒアリング調査を 50社以上実施すること。ヒアリングの項目は委託業者が案を作成し、新潟市経済部企業誘致課と協議のうえ決定すること。

③調査データの集計・分析・報告

「1.新潟市内の工業系企業に対するアンケート調査及び訪問によるヒアリング調査(2)実施業務③調査データの集計・分析・報告」に準じ実施すること。

4. 新潟市企業立地ビジョン策定検討会議の開催補助

(1) 検討会議の結果報告

検討会議の開催ごとに速報版と詳細版の 2種類の議事録を作成し、速報版は開催後 3営業日以内、詳細版は 14営業日以内に新潟市経済部企業誘致課へデータで提出すること。

なお、検討会議は新潟市内にて 1回あたり 2時間程度で、全 4回の開催とする。

中間報告は第 3回検討会議の 2週間前以上前に取りまとめ、新潟市経済部企業誘致課へ元データで提出すること。

最終報告書は令和 5年 1月末日までに新潟市経済部企業誘致課へ元データで提

出すること。

5. その他検討会に際し必要な基礎資料の作成

工業系用途地域の未利用地や IT 系企業の進出状況など,新潟市経済部企業誘致課が保有するデータを元に分析を行い,委員会資料を作成する。分析結果および資料の元データは,データ形式で新潟市経済部企業誘致課へ提出すること。

IV. 主任者

1. 委託業者は,本業務の主任者を定め,新潟市経済部企業誘致課に通知するものとする。
2. 主任者は,新潟市経済部企業誘致課の承諾を受け,相互に協力し,業務を実施しなければならない。

V 業務の着手

委託業者は,契約締結後 7 日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において,着手とは主任者が本業務の実施のため新潟市経済部企業誘致課との打合せを開始することをいう。

VI 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため,主任者は新潟市経済部企業誘致課と常に密接な連絡をとり,業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし,その内容についてはその都度委託業者が打合せ記録簿に記録し,相互に確認しなければならない。
2. 主任者は,仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は,速やかに新潟市経済部企業誘致課と協議するものとする。

VII 資料の貸与及び返却

1. 新潟市経済部企業誘致課は,業務に必要な資料を委託業者に貸与するものとする。
2. 委託業者は,貸与された資料の必要がなくなった場合は,ただちに新潟市経済部企業誘致課に返却するものとする。
3. 委託業者は,貸与された資料を丁寧に扱い,損傷してはならない。万一,損傷した場合には,委託業者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 委託業者は,守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

VIII. 成果品

新潟市企業立地ビジョン策定報告書(簡易印刷)	10部
上記報告書の電子データ(CD-ROM)	一式
関連データ(CD-ROM)	一式

IX. 成果品の提出場所

〒951-8554

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階
新潟市 経済部 企業誘致課

X. 留意事項

委託業者は、業務実施にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意すること。

1. 基本事項

- (1) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 新潟市経済部企業誘致課と十分な連携をとって事業を実施すること。
- (3) 業務の遂行に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、新潟市経済部企業誘致課は契約金額以外の費用を負担しない。
- (4) 実施計画の一部を変更する場合は、双方協議の上、新潟市経済部企業誘致課の決定に従うものとする。
- (5) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

2. 再委託

業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により新潟市経済部企業誘致課に届出を行い、承認を得ること。

3. 成果品の使用等

- (1) 成果品の著作権及び所有権の全ては新潟市経済部企業誘致課に帰属し、委託業者は新潟市経済部企業誘致課の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 委託業者は、第三者の著作物を使用する場合、新潟市経済部企業誘致課が成果品の使用に際し、第三者からいかなる権利の主張がない状態で納品すること。

4. 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、新潟市経済部企業誘致課の指示により速やかに訂正することとし、委託期間終了後も同様とする。

5. 守秘義務

この業務を実施するにあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。なお、業務終了後も同様とする。

6. 業績評価

業務完了後、委託業者に対し、この契約に関しての業績評価を行う。